

帝国共和：〈清皇〉から〈大聖皇〉へ

——「袁世凱加筆民国憲法草案」について

李 冬 木、佐 藤 海 山、吉 田 富 夫

〔抄 録〕

「袁世凱加筆民国憲法草案」は諸橋轍次博士（1883—1982）が保存していた墨跡文献の一つであり、新潟県三条市にある諸橋轍次記念館に現存している。本論文はこの「民国」が生まれる前の「憲法草案」について、その意味合いはどのようなものか、最終的に完成されていたものがあったかどうか、またあったとしたらどのような形で定着されていたか、そこに「民国」に関する設計図としてどのような構想が現れていたか、既に知られている当時の諸憲法との異同はどうか、などについて検証し、探求するものである。

キーワード 袁世凱 民国憲法草案 張琴 大聖皇 諸橋轍次

まえがき

「袁世凱加筆民国憲法草案」（【資料 No.1】を参照。以下「加筆草案」と略称）は諸橋轍次博士（1883—1982）が保存していた墨跡文献の一つであり、新潟県三条市にある諸橋轍次記念館に現存している。「諸橋轍次と近代中国に関する基礎的調査・研究」⁽¹⁾ というプロジェクトに取り込む過程で、私たちはこの墨蹟と出会った⁽²⁾。「民国」が生まれる前の「民国憲法草案」であるが、その意味合いはどのようなものか、最終的に完成されていたものがあったかどうか、またあったとしたらどのような形で定着されていたか、「民国」に関する設計図としてどのような構想が現れていたか、などについて検証し、探求したいと思う。

この墨蹟は諸橋轍次博士が残した七冊の墨跡の一つである『儒林墨蹟』のなかに収集されている。聞くところによると、最近『袁世凱全集』36巻が出版され、「日本に保存されている袁氏の伝世的文字」を含むと言われているそうである⁽³⁾。未確認であるが、おそらくこの「加筆草案」は収録されていないだろうと思われる。これは今まで一度も公開されたことがない資料

である。

I. 判読と翻字

「加筆草案」を判読した結果は次の通りである。下線部が袁世凱〈加筆〉箇所であるが、一括で施したか、それとも数回にわたって施したかは現在判断不能なので、ともかく現存紙面の通りに、平面的に翻字処理をした

【12頁】⁽⁴⁾

袁世凱加筆民國憲法草案

清皇與大總統交際之禮節

- 一 清皇承襲，由大總統率國會慶賀。
- 二 大總統就職，由清皇賀加冕。
- 三 清皇應行文總統時，由宮內大臣具文行知。總統秘書官轉達⁽⁵⁾。移大總統文件曰咨。
- 四 大總統應行文清皇時，咨行宮內大臣轉陳。移清皇文件仍曰奏。
- 五 總統及議員見清皇曰覲。
- 六 王公襲爵仍用清皇冊寶。
- 七 對於外藩之事件，清皇委任大總統行之。首列清皇名號。

清皇之權限

- 一 清皇世世相承。
- 二 清皇神聖不可侵犯。

【13頁】

- 三 清皇對於各種宗教有表障之義。
- 四 皇室經費由國會制定，不得議減。
- 五 皇室原有之財產及王公世爵各仍其舊。
- 六 八旂原有口糧，暫仍其舊，俟生計籌妥後，其從前營業之限制、居住之限制，一律蠲除，與漢民平等。

大總統之權限 憲法

- 一 大總統由國民投票公舉。
- 二 大總統任期以法律規定之。
- 三 大總統以國民之委任，有外交、內政、軍事之專權。

【14頁】

張琴，號治如，福建浦田人，翰林院編修，現住西城仙遊

會館。順天高等學堂國文教員。

袁世凱が別紙に書いた赤い枠の中の字は、以下のように判読した。

勉励給假一月驳斥
公举
另无重□（楞？）督速筹
覆

これらを、ひとまず以下のように日本語に翻訳した。

【12頁】

清朝皇帝と大總統の交際の礼節

- 一. 皇帝皇位継承の際、大總統は国会を代表して祝賀する。
- 二. 大總統就任の際、皇帝は就任式を祝賀する。
- 三. 皇帝が大總統に文書を遣わす際は、宮内大臣が起草・転達する。大總統秘書官經由とする。大總統に遣わされる文書は詔と呼ぶ。
- 四. 大總統が皇帝に文書を提出する際は、宮内大臣經由で行う。皇帝に提出する文書は奏と呼ぶ。
- 五. 大總統および議員が皇帝に面会することは覲と呼ぶ。
- 六. 王公の爵位冊封は従来どおり皇帝の冊寶による。
- 七. 藩部関係の事は、皇帝が大總統に委任してこれを行う。頭書に皇帝の名号を記す。

清朝皇帝の権限

- 一. 皇帝は世世継承する。
- 二. 皇帝は神聖にして、これを侵してはならない。

【13頁】

- 三. 皇帝は各種宗教に対して表彰を行う義務を有する。
- 四. 皇室の経費は国会より定め、減少を議することを許さない。
- 五. 皇室の原有財産および王公世爵は従来通りとする。
- 六. 八旗の従来の扶持はしばらく旧来通りとするが、その生計安定を待って、従来の營業制限、居住制限は一切廃除し、漢民族と平等とする。

大總統の権限 憲法

- 一．大総統は国民投票により選挙する。
- 二．大総統の任期は法律より定める。
- 三．大総統は国民の委任を受け、外交・内政・軍事の専権を有する。

張琴、号は治如。福建浦田の人、翰林院編修、今西城仙遊会館に住む。順天高等学堂国文教員。

以下、朱粹の別紙に書かれた袁世凱の自筆。

勉励のため休暇一箇月を与える。
公選を斥けよ。
別用件は無い。重栲は速やかに解決を計りて、
返答せよ。

Ⅱ．墨跡テキストの解読

諸橋徹次が「加筆草案」をどのようにして入手したか、現在まだ判定することができない。なぜなら「袁世凱加筆民国憲法草案」という付箋以外には、諸橋徹次の説明が一切ないからである。この墨蹟を収める『儒林墨蹟』は、7人の墨蹟を貼り付けており、その中には①作者自身から贈呈されたもの、②1919年9月から1921年8月までの中国留学時に購入したもの、③由来が不明な物などがあり、「加筆草案」は③の状況に当る。

この墨蹟の解読にあたって、筆跡、内容、作者という三つ方面から、その成立時期および清末民初の憲法作成過程における位置づけを推定してみた。

まず、筆跡から見てみる。【資料No.1】写真のコピーでわかるように、諸橋徹次の筆跡をのぞくと、二人の筆跡がある。一人が草案の執筆で、落款に書かれているように、張琴という名前の人である。もう一人が当然、この草案に加筆した袁世凱である。落款の存在は、この「加筆草案」が、それ自体としてまとまったものであることを示している。

次に、朱粹の別紙に書かれた袁世凱の自筆と「加筆草案」の内容と関連性があるかどうかという問題であるが、いまだに結論を出すにはいたっていない。しかし、用語に限っていうならば、両者ともに〈公挙〉という二文字がある。すなわち、「加筆草案」の中には「大総統由國民投票公舉」の文字があり、袁世凱の墨蹟の中には「慰勉給假一月、駁斥公舉」がある。二点の墨蹟が同じページに張り付けられたということ自体からも、なんらかの関連性を示唆しているのではないかと、考えられる。結論は保留するが、ひとまず関連性があるという仮説を立ててみる。

では、このような前提の下で、「加筆草案」にはどのような内容が現れるであろうか？

上記の読解から「加筆草案」が三つの部分から構成されていることがわかる。すなわち(一)清朝皇帝と大総統の交際の礼節、(二)清朝皇帝の権限、(三)大総統の権限、である。もしこれを「憲法」というならば、その内容はいささか単純である。こうした点からみて、これは、「憲法草案」というよりも、憲法草案の〈要綱〉といったほうがよりの確かもしれない。

この要綱の内容の比重から見て、三分二の内容が清朝皇帝に関わる内容であり、主に清朝皇帝の地位と待遇の問題、および貴族と八旗の地位と待遇の問題であり、残りの三分の一は大総統の権限である。大総統の権限は、大総統選挙と任期と権限範囲、この三つに関する。つまり、この民国憲法草案の設計のなかでは、未来の〈民国〉=〈共和国〉においては〈皇帝〉と〈大統領〉が同時に共存しており、袁世凱が加筆した修正意見からは、将来、〈皇帝〉と〈大統領〉が少なくとも礼儀上においてどう付き合うべきかということを中心に考えている袁世凱の姿が浮かび上るのではないであろうか。ここから袁世凱が憲法設計時に直面した問題を推測することができるような気がする。草案の内容に限っていうならば、袁世凱が直面した最大の問題は、中華民国は清朝皇帝をどのように扱うかという問題であったといえる。その次は中華民国成立後の総統の権限問題である。この二つが、彼が当時最も関心を持ち、解決しなければならない問題であった。

草案最後の落款の文字であるが、

張琴、号は治如。福建浦田の人、翰林院編修、今西城仙遊会館に住む。順天高等学堂国文教員。

この筆跡は草案の本文と同じであるから、〈張琴〉がこの草案の起草者だったということは明らかである。この人物に関しては後で紹介したいと思う。

最後に袁世凱が別紙に書いた数文字である。上述のように、「加筆草案」と袁世凱メモの両者に〈公舉〉二文字があり、「加筆草案」の中には「大総統由國民投票公舉」の文字があり、袁世凱の墨跡の中には「慰勉給假一月、駁斥公舉」がある。両者に内容的に関係があるならば、袁世凱が国民選挙で大総統を選ぶことにたいして反対していたことが、明らかとなる。この問題はさらにいっそうの考証と研究が待たれる。

以上は墨跡の内容についての読解である。この資料の位置づけを説明するためには、袁世凱と清末民初の憲法について簡単に整理する必要がある。

Ⅲ. 袁世凱と清末民初の憲法

袁世凱(1859-1916)は中国清末民国初期の軍人・政治家であり、権力者である。孫文と対立し、日本が中国に突き付けた21か条要求を認め、中華帝国の皇帝に即位しようとしたため、大陸中国でも台湾でも、一般的に人々に歴史的悪役という印象を残した。日本においても彼についての評価はけっして高くないし、戦後の長い間、彼をあまり重要視していなかった⁽⁶⁾。しかし、公平に見てみれば、袁世凱は権力者として中国近代の歴史の歩みに事実上で大きな影響を与えたと言っても過言ではない。

以下の年表⁽⁷⁾ から袁世凱がどのように近代史の権力者の中心となったのかが見て取れる。

1885年 駐朝鮮「総理交渉通商大臣」。

1895年 新建陸軍督辦。

1898年 工部左侍郎、統帥武衛右軍。

1899年 山東巡撫。

1901年 直隸総督兼北洋大臣。

1903年 会辦練兵大臣（ほか八職）。

1907年 軍機大臣兼外務部尚書。

1908年8月27日「欽定憲法大綱」

1909年 「足疾」という上諭で解雇され故郷の河南省に戻る。

1911年 湖広総督、内閣総理大臣。

1911年11月3日「憲法重大信条十九条」

1912年 臨時大総統（3月10日に就任。1月1日に孫文が就任したが、辞任）。

1912年3月11日「中華民国臨時約法」

1913年 大総統（10月10日に就任）。

1913年10月31日「中華民国憲法（草案）」

1914年 内閣制から総統制にする（5月）。

1914年5月1日「中華民国約法」

1915年 12月12日中華帝国皇帝。

1916年 3月22日中華帝国取り消しを宣言。

1916年 6月6日病死。

こうして見ると、1909～1911年間の短い「足疾」以外、袁世凱は亡くなるまで中国の権力の中心から離れていなかったと言えるであろう。もう一つの周知の事実は、この実権人物は清末民初における憲法制定に深く関わっていたことである。彼が民国4年に中華帝国皇帝として、

新しい王朝に名付けた「洪憲」という年号は、壮大な憲法を意味すると言われている⁽⁸⁾。

現在知られるところ、清末から民国38年すなわち1949年まで、かつて八部の憲法があった。

1. 1908年8月27日 (宣統三年九月十三日)、清国政府による「欽定憲法大綱」(以下、「欽」と略す)
2. 1911年11月3日 (宣統三年九月十三日)、同「憲法重大信条十九條」(以下、「信」と略す)
3. 1912年3月11日、孫文による「中華民國臨時約法」
4. 1913年10月31日、中華民國国会による「中華民國憲法 (草案)」(天壇憲草、廢案)
5. 1914年5月1日、袁世凱による「中華民國約法」(以下、「約」と略す)
6. 1923年10月10日、曹錕による「中華民國憲法」
7. 1936年5月5日、国民党政府による「中華民國憲法 (草案)」(廢案)
8. 1947年1月1日、国民党政府による「中華民國憲法」(今現在の「台湾憲法」)。

その中の前5部の憲法は袁世凱と関わりのあるものだと思われる。

それでは、「加筆草案」は1～5部の憲法の中、どれに当てはまるであろうか。結論的に言えば、全く同じ憲法はない。前5部の中には、「清皇」と「大統領」とが共存するものは一つもないからである。

しかしながら、具体的な部分についていえば、いくつかの重なり合ったり、近似する内容を見つけることができる。例えば、「欽」と「信」を持って対照してみれば、「加筆草案」の(二)清朝皇帝の権限に前二者と重なるところが三カ所あるのがわかる。

「欽」:

- 一、大清皇帝統治大清帝國，萬世一系，永永尊戴。
- 二、君上神聖尊嚴，不可侵犯；
- 十三、皇室經費，應由君上制定常額，自國庫提支，議院不得置議。

「信」:

- 一、大清帝國之皇統，萬世不易。
- 二、皇帝神聖，不可侵犯。
- 十五、皇室經費之制定及增減，概依國會議決。

「加筆草案」:

- 一、清皇世世相承。
- 二、清皇神聖不可侵犯。
- 四、皇室經費由國會制定，不得議減。
- 五、皇室原有之財產及王公世爵各乃其舊。

かりに「加筆草案」が「欽」と「信」の後で起草されたものであると仮定することができる

ならば、それは前両者の皇帝の権利を保護する規定を基本的に踏襲したといえるであろう。

つづく問題は、正式に公表された「欽」と「信」の2種類の憲法条文以外、皇帝の権利等の規定上、「加筆草案」と類似するテキストが存在するかどうかということである。その結論は確かである。

ここでは少なくとも2つのテキストを呈示することができる。一つは「袁世凱以全權與民軍商酌退位条件」⁽⁹⁾（1912年2月4日、甲・乙・丙三部に20条ある、以下は「協議条件」と略す）で、もう一つは「清帝退位十九条優待条件」⁽¹⁰⁾（1912年2月13日、甲・乙・丙三部に19ある、以下は「優遇条件」と略す）である。前者は袁世凱が総理大臣として清政府を代表し、革命軍と交渉した退位条件で、後者は交渉成立後、清政府の受け入れた条件である。この2つのテキストは「加筆草案」との間にもっと多くの同類項が存在しており、そのうち、「協議条件」は8条、「優遇条件」は9条まで関わる。具体的な内容は【資料No.2 附表一】を参照。

【附表一】に見られる皇帝権限に関する規定における内容上の類似性は明らかになった。これによってさらに「加筆草案」の成立時期を推測することが可能となるが、その点は最終章で述べる。

皇帝権限の規定以外に、「加筆草案」にはもう一つの重要な内容、すなわち〈大總統〉に関係する条項が現れる。〈大總統〉という三文字は、上述の4つのテキストには存在しない。つまり憲法の性質に関わる意味において、〈大總統〉とは同時代の憲法のなかでは、全く新しい要素を意味している。「加筆草案」は全16条のうち、大總統に関わる条項が10条を占めているが、その中で最も重要なのは「清朝皇帝と大總統の交際の礼節」の中の第七条と「大總統の権限」の中の第一～三条である。この4条はどちらも「大總統の権限」に直接的な関係がある。

周知のように、1912年3月11日に公表された「臨時約法」は、それ以前の「中華民國臨時政府組織大綱」（1911年12月3～14日）の定めた「大總統制」を「責任内閣制」に変更した産物であり、〈大總統〉、つまり袁世凱の権限を制限しようとするものであった。1913年10月31日に完成するいわゆる「天壇憲草」は基本的に「臨時約法」増訂版にすぎないので、大總統の権限問題をめぐって袁世凱と鋭い対立をするため、停止を余儀なくされる。それ以後、袁世凱は別に憲法を制定した。それが1914年5月1日に公布した「中華民國約法」である。袁世凱の大總統の権限強化を目指すため、この憲法は「袁記憲法」と俗称されている。ここで明らかになるのは、「加筆草案」の「大總統の権限」に書かれた規定が、「約」のそれと酷似していることである。詳しくは【資料No.3 附表二】を参照。対照によってわかるように、「約」は「加筆草案」の大總統〈公拳（公選）〉と〈任期〉に関する条項を取り消しし、その「第三章 大總統」にある16ヶ条を通して、「加筆草案」の第三条、つまり大總統の「専権」を最大限にまで強化した。言い換えれば、「加筆草案」の大統領〈専権〉という一要綱が、「約」に至ってついに具体的に条文化されたということである。

上述のテキストの比較を通して、「加筆草案」はたとえ袁世凱が自ら起草したものではないとしても、清王朝が終焉を迎え、民国が間もなく始まる時点において、彼が構想を練った〈民

国>体制の青写真に近いものだったと言えるのではないであろうか。この<民国>の青写真の中で、<清皇>と<大総統>は共存しており、清皇は「世世継承」し、「神聖にして侵すべからず」、皇室の財産および王公の爵位、八旗の権利まではすべて憲法の保護を受けるが、清皇は決して実権を持たず、それは大総統にすべて委ねられる。大総統は「国民投票により選挙」し、「任期」もあるが、「外交・内政・軍事の専権を有する」。ひょっとしたら、袁世凱はこのような構想を抱いて、彼の<共和>に向かおうとしたのではないであろうか。

IV. 草案の起草者・張琴

それでは、袁世凱の意を迎えたと思われるこの「加筆草案」の起草者である張琴は、どんな人物なのであろうか。草案最後の落款からすでに明らかになったように、彼は、「号は治如。福建莆田の人、翰林院編修」で、草案を呈上している現在、「西城仙遊会館に住む」「順天高等学堂国文教員」である。これらの情報は現今の張琴を紹介した文章などには見えない。「西城仙遊会館」が不詳であるが、「順天高等学堂」は当時、北京西城区にあって、現在の北京四中と河北師範大学の前身だそうである⁽¹¹⁾。

『民国人物大辞典』における「張琴」の記載は次の通りである。

張琴 (1876—)

字は治如、福建莆田の人。1876年に（光緒二年）生まれる。清の貢生。1904年に科挙の甲辰科進士に合格し、翰林院編修を授けられた。故郷で崇實中学校を創立したのち、興化中学校を創立したが、まもなく京師閩南学堂の監督に任命された。1912年に福建省教育司長に任命されたが、辞退した。1913年に衆議院議員に当選し、『亜東新聞』の編集長になった。国会解散後、故郷に帰って、教育を主宰した。1916年国会回復後、衆議院議員に再任。1917年に護法国会衆議院議員に任ずる。1922年に第2次の国会回復時、衆議院議員に再任した。⁽¹²⁾

これ以外には、張琴を記載する人物辞典は見当たらない。諸橋轍次『大漢和辞典』にも<張琴>の項目はない。現在インターネット上で張琴に関する資料をいくつか読むことができるが⁽¹³⁾、そのほとんどが一冊の本に言及し、その中の資料を引用している。すなわち『反袁社論選輯』（張琴著・憲章選編、福建師範大学図書館蔵、福建師範大学出版社、1986年）である。この資料選輯は歴史的人物としての張琴の役割を検討する上で、重視に値する。

朱維幹（1893—1991、福建師範大学歴史系教授）の書いた「まえがき」によると、憲章は張琴の息子であり、1986年に孫文生誕120年を記念するために、辛亥、討袁、護法に関する歴史資料を求めて、福建師範大学図書館の保存する『亜東新聞』から「反袁社論」24編を収集し、

張琴『莆田県志稿』にある関連資料や詩文集にある〈二次革命〉に関する詩作と合わせて一冊にまとめたとしている⁽¹⁴⁾。陳祖榘の同書「点校後記」によると、福建師範大学所蔵「反袁社論」は手書きのものでそうである⁽¹⁵⁾。当事者によると、憲章は、連続2日間にわたり、自ら館内で一部を写したり、コピーしたりしたが、一部を館内の年輩の写本の専門職員に依頼して写してもらったとある⁽¹⁶⁾。同書「点校者附記」に紹介される張琴の著述蔵書状況によると、福建師範大学図書館所蔵の張琴の著述は16種類56巻73冊あるという⁽¹⁷⁾。

前出の朱維幹は張琴の弟子であり、張琴その人について次のように述べる。「吾師張琴、字は治如、晩年の号は石夸匏老人、福建莆田の人である。清光緒の科挙甲辰進士に合格し、翰林院編修を授けられる。詩文、書道、絵画すべてに優れて、その作品は三絶と称され、当時の人々に珍重された（吾師張琴、字治如、晩號石夸匏老人、福建莆田人。清光緒甲辰進士、授翰林院編修。工詩文、長于書法、并擅丹青、號稱三絶、爲時珍尚）」という。

『亞東新聞』および「反袁社論」について、同「まえがき」によれば、張琴が知人と創刊し、「編集長に任じた。時あたかも〈二次革命〉の前夜で、袁世凱の帝制実行がますますエスカレートするなか、師は〈持儒〉というペンネームを使って毎日社説を書き、袁世凱の陰謀を批判した。袁世凱の指示による宋教仁刺殺事件、勝手にイギリス、フランス、ドイツ、日本、ロシア五カ国銀行団と二千五百万の借金契約を結んだこと、中口条約案および内閣と議会の様々な黒い内幕について、師は一つ一つ厳しく問責し」たため、「袁世凱に嫌われ、師は拘禁されて、『亞東新聞』も発禁になった」（并被推爲主筆。時當『二次革命』前夕、袁世凱稱帝日緊、師用『持儒』筆名、毎日撰寫社論、評擊其陰謀。對袁世凱指使刺殺宋教仁案、擅自同英、法、德、日、俄五國銀行團簽訂二千五百萬善後大借款案、中俄條約案、以及内閣與議會之種種黑幕、師一一嚴加指責、對當時議會政治亦大聲疾呼、指陳利弊、深中肯綮、尤其痛斥袁世凱種種醜行、言詞激烈、揭發無遺、無所回避、振聾發聵、雷霆萬鈞。遂爲袁世凱所忌、師遭拘禁、《亞東新聞》報亦被封禁而告終）という⁽¹⁸⁾。

『反袁社論選輯』は2号の「模擬報頭縮印版（新聞題字縮刷版）」を収録しており、一つは「陽曆中華民國二年五月一日号、第一百八十五号、本刊每日八頁」、もう一つは「陽曆中華民國二年七月一日号、第二百四十二号、本刊每日八頁」。これによって『亞東新聞』が1913年5月1日から7月1日までに62日中57号を刊行し、編集長・張琴が「毎日社説を書き下ろした」という説はうそではなかったのが分かった。さらに、『亞東新聞』の創刊は時期にして、大体1912年10月の頃ではないかと推測できる。よって、前出の『民国人物大辞典』の張琴が「1913年に…『亞東新聞』編集長に任ず」という記述は確かではないようだ指摘することができる。なお、同「まえがき」に書かれた「辛亥革命後、師は上京し国会議員に任じた」ことも確かではない。なぜなら、「加筆草案」の落款に張琴みずから「今西城仙遊會館に住む。順天高等学堂国文教員」と書いているからである。辛亥革命時、彼は北京にいたはずで、革命後に上京したのではない。

むろん、『反袁社論選輯』に現れた張琴は袁世凱と共に天を戴かない〈反袁〉戦士である。

これは確かに「加筆草案」執筆者としての〈張琴〉の印象と全く違う。そもそも、張琴と袁世凱は一体どのような関係であったのか。この間の機微は、憲章の書いた「附志」から多少垣間見ることができる。張琴はある時期、袁世凱に頗る重用されていたようである。袁は「私欲のままに旧清朝の文人を利用するために、父を福建省最初の教育司長に任命したが、父はその下心を見抜けたので、堅く辞退した（〔袁〕籠絡遜清文人為己用，任命先父為福建第一任教育司長。先父洞悉其奸，不肯就範，堅辭不就）」といい、また、『亞東新聞』で「毎日社説を書き下ろし、名指して袁世凱の売国行為を批判した（逐日撰寫社論，指名評擊袁氏賣國殃民）」あと、「袁氏はついに怒り出して、相談という口実を作って父を呼び出し、〈この書生っぽめは、福建省へ赴任もせず、この北京でひたすら人の悪口を言い散らすのはどういうことだ〉と罵った（袁氏终于老羞成怒，阳招先父议事，面責先父為『書呆子』，不去福建為官，在京徒以秃筆噴人何？）」という。このエピソードからは袁と張は一見確かに対立しているかに見えるが、上記の袁の口調には、ある種の親しささえ感じられるのではないであろうか。こうした点からみて、張琴は袁世凱の「側近」とまでは言えないが、少なくとも互いに「（議事）相談する」ことができる間柄であったに間違いない。少なくとも「憲法草案」を袁世凱に手渡すことのできる間柄であったと推定することは可能であろう。『反袁社論選輯』の文章の中でも、張琴は決して袁世凱を徹底的に否定しているわけではなく、いいところは少しもないとまでは言い切っていないし、以下に見るように袁世凱を許す事ができる「元勳偉人」と見なしでもいる。

袁氏は執政以來、群小に惑わされ、ふるまいが適切ではない。しかし民國を創建した元勳偉人としての地位を失わない。国民が袁氏を嫌いと言っても、なお10世代は寛大に許すだろう。（袁氏執政以來，雖受群小迷惑，舉措失當。然開創民國，自不失為元勳偉人。國人即甚惡袁氏，猶十世宥之）⁽¹⁹⁾

このように、袁世凱を「元勳偉人」として見なししている張琴は、武昌武装蜂起が勃発してから間もなく、南北和平交渉が難航し、旧清朝政府および北洋勢力の「立憲君主制」と南方革命軍の「共和立憲」がそれぞれ自分の言い分を主張して互いに譲歩しない局面にあって、両者の妥協を計るべく袁世凱に一つの憲法草案を呈上し、それに袁世凱が「加筆」した、一つのドラマがあったのではないかという想像は許されるのではあるまいか。

V. 「加筆草案」の最終版——〈清皇〉から〈大聖皇〉へ

前述のように、「加筆草案」が最終的にどのようなテキストを形成するにいたったか、それはなお残された問題であった。幸いに、偶然の機会に『關於南北議和的清方檔案』のなかに「加筆草案」の袁世凱「加筆」したあと、袁世凱および清政府へ正式に呈上されたテキストを見つ

けた。それは、「軍機処函件檔」のなかの「宣統三年十一月□□日全国聯合進行会代表張琴等致内閣袁世凱呈」（以下「呈」と略称す）に載せたテキストである。⁽²⁰⁾ それによって以下のような四つのことがわかった。

(1) 「呈」は「加筆草案」にあるA〈交際〉、B〈清皇〉、C〈大總統〉三部の順序をA〈大聖皇〉、B〈大總統〉、C〈交際〉に変更する以外、基本的に前者の内容を踏襲してるが、注目すべきは「加筆草案」から「呈」への移行にはいくつかの用語の変更がある点で、その対応関係は次のとおりである。〈清皇〉→〈大聖皇〉、〈承襲〉→〈登基〉、〈諮〉→〈諮〉、〈奏〉→〈請〉、〈覲〉→〈ナシ〉、〈外藩〉→〈外藩〉、〈各種宗教〉→〈中国各教〉、〈国民公挙〉→〈国会公挙〉、〈法律規定之〉→〈憲法定之〉など。

(2) 両者の内容を対照した【資料No.4 附表三】を通して分るように、袁世凱が「清朝皇帝と大總統の交際の礼節」のなかで「加筆」した2箇所はどちらも後者に採用されず、「大總統の権限」の行の後ろに書かれた「憲法」の2字は、後者の「大總統の権限」第二条に反映させ、以前の「大總統の任期は法律より定める」は「大總統の任期は憲法より定める」に変更された。

(3) この「呈」は、袁世凱の「加筆」した原本が存在する以上、それが正式の公文書として袁世凱に「致^{おく}」られる以前に、袁世凱が閲覧した上で、起草者である張琴らと相談したのではないであろうか。あるいは、袁のある種の意図のもとに作成させられたのかも知れない。いずれにしても、これを袁自らの「共和」の構想として解説しても過言ではないように思える。

(4) 「加筆草案」と「呈」の成立時期に関して、これまでの推測では、「信」のあと⁽²¹⁾、「優待条件」の前である。しかし、この時期はより小範囲にしばることができる。「宣統三年十一月□□日」という日付があるので、西暦1911年12月20日～1912年1月18日の間と明らかになる。なお、「呈」に「代わりに伍代表に伝達するのを望む（伏望代達伍代表）」という一文があるので、草案の成立はまず「南北和平交渉」の期間と重なると確定することができる。『中国歴史大事年表』によると、南方代表の伍廷芳と北方代表の唐紹儀が上海で会談を行うのは1911年12月18日⁽²²⁾、袁世凱が、「革命軍は共和を極力主張し、唐代表は国会を開くことを要請するため、宗支の王公會議を開く」必要があると上奏するのは12月28日⁽²³⁾、翌29日に伍、唐は第3回会談をし、国民會議を開き、国体問題を解決すると決め⁽²⁴⁾、30日に第4回会談をし、国民會議を招集する方法4条を決め、31日には袁世凱が伍、唐によって定められた条項を受けられないため、唐紹儀が辞任した⁽²⁵⁾。1912年1月2日に、袁世凱は伍廷芳に電報を送り、今後の交渉は袁と伍の間で電報で直接的に行い、さらに休戦期間を15日延長するように要請したが、当日、清軍の將校15人が清朝内閣に打電し、「命をかけて共和に反対し、立憲君主制を主張する」と⁽²⁶⁾、それ以後、袁と伍は国民會議開会条件や會議場所などをめぐって言い争って互いに譲歩しない（1月3、9、13日）⁽²⁷⁾。1月20日に、伍が袁に打電し、清皇室及び滿・蒙・回・藏に対する優遇条件を正式に提示した⁽²⁸⁾。「呈」の成立する背景と期間は以上の通りである。これが「呈」の中で述べられている「停戦と和平交渉はもう期限切れ、皇太后はすでに立憲君主制と共和立憲制

のどちらがよろしいかを国会の公議決定に委ねるとお決めたことになったと聞いたが、選挙の方法と開会の場所をめぐって、互いにひたすら譲らないということは、協議の決裂を生じさせる恐れもある」という状況と全く一致している⁽²⁹⁾。よって、「呈」の成立は唐紹儀辞任後の1912年1月上旬から中旬までの期間だとほぼ確定することができる。

以上の経緯からして、「呈」は立憲君主制と共和立憲制の対立を解決し、南北和平交渉の危機を避けるための政治的解決案だったと推定できるであろう。これは完全に「独立的」な法案で、「けっして調停するために無理やりに双方にあわせて計ったものではない」と自ら強調しているが⁽³⁰⁾、それまでの「信」19条を下敷きに、各国の国体を参照しながら練り上げた「折衷」方案である。「かつて列国の政体を参考し、(十九) 信条に基づき、イギリスとフランスを折衷し、帝国共和主義を提唱した。皇帝を尊敬して大聖皇とし、共和政体を宣布し、国会を召集し、大総統を選挙し、憲法を起草し、立憲共和を実行する。以って国体をはやめに決めて政治紛争をやめることを望む」といい⁽³¹⁾、「時局が緊迫している」現在、「帝国共和を宣言することこそ、「完全な解決方法」であると考えている⁽³²⁾。

いわゆる「帝国共和」条文は【附表三】のようであるが、重要なのは、「呈」はたんなる条文にとどまらず、これらの条文を制定する理論的・現実的な根拠を詳しく説明している点である。(本来なら「呈」の原文を呈示すべきであるが、紙面の関係で割愛する)

まず、前提として、「呈」は、現在和平交渉をする双方とも「譲歩の方法」を得なかったのは、主に「君主と共和の意味を釈明していない」からだといい、「これは政治学説がはっきりしていない過失だ」⁽³³⁾として、まず列国の政治制度のタイプを以下のように分析する。

権力を1人に集中するのは、立憲君主制といい、日本、ロシアこれなり。権力を議会に委ねるのは、共和立憲といい、ドイツ、イギリスこれなり。フランス、アメリカ二国となると、最近の人々がそれを民主と訳したり、合衆と訳したりするが、それは共和政体の一種と見なしてよいが、共和政体の普遍的な原則と見なしてはならない。もしも、共和という二字だけを言うなら、世襲君位の有無に関係ないのはあきらかである。法理から解釈しても、これには絶対に疑義なし。(夫大權操之於一人，是謂君主立憲，日本、俄羅斯是也。大權操於議會，是謂共和立憲，德意志、英吉利是也。至於法蘭西、美利堅二國，近人譯曰民主、曰合衆。謂爲共和政體之一種則可，謂爲共和政體之概則，則不可。若但言共和二字，則不在有世襲之君位與無世襲之君位明矣。此從法理上解釋而絕無疑義者也)⁽³⁴⁾

ここで言いたいのは、「世襲君位」は「共和」の障害になるべからずということであろう。これに続いて、「法理」、「領土」、「国教」、「種族」、「党派」、「文義」という6つの方面から「帝国共和主義を提唱する」「重大な理由」を詳しく説き、「この主義は今日に適切する」という「観察」の結論を得る。「加筆草案」と比較してみると、「呈」の最も顕著な変更は〈清皇〉を〈大

聖皇〉に変えるところにある。これは単なる名号の変化にとどまらず、憲法設計上で重大な調整ないし変更を意味する。以上の6つ「重大な理由」も主に〈大聖皇〉の説明をめぐって展開している。要するに、将来の〈大聖皇〉は現在の皇帝その人を想定しても、たとえこの皇帝が異民族だとしても構わないが、清王朝の皇帝としての〈清皇〉だけは不可なりということである。その理由は次の五番目の説明に見られるが、いまの清朝皇帝以外の人でも、〈大聖皇〉になり得ると裏返して解釈することもできる仕掛けである。

まず、「帝国共和」体制の〈大聖皇〉は立憲君主制の君主と異なるにとどまらず、これまでに公表した「信」19条の〈皇帝〉とも異なるとする。「立憲君主制の政体には、三原則あり。一つ、君主は責任を負わない。一つ、君主は神聖して侵犯すべからず。一つ、君主は悪をなすべからず」といわれるが、これまでの立憲君主制は法理上で君主を免責させることができないにとどまらず、君主の「神聖にして侵すべからず」という地位をも保証することはできないため、「学者がこれらの理論について適切な定義がなくて困っている」⁽³⁵⁾という状況の中で、責任を完全に免れる国家元首を改めて設計する必要があると述べ、「かりに政権をすべて大総統に委ねるならば、元首は全国に尊敬される一特別階級にすぎなくなり、一切の宗教、式典、封号はすべてこの至高の元首より為してもよい。（この元首は）善を爲すことができ、悪を為すことはできない」⁽³⁶⁾とした。この国家元首はむろん例の〈大聖皇〉であるが、これは戦後の日本の象徴天皇とよく似ているのではないであろうか。当時においては全く斬新な構想だったと言っても過言ではない。起草者もこれに対して自信と期待をもって、「将来、政体上において最も簡単なおかつ確かな定義を發明するならば、それが我が国の政治史における特別な栄光である（将来政体上發明最簡當之定義、我國政治史有特別光榮矣）」と断言した⁽³⁷⁾。

次に、〈大聖皇〉を設立すれば「わが国の五大民族たる大帝国」の領土的統一を守るのに有利となるといい、「今皇帝を聖皇として尊敬し、宗教上の感情を介して藩属地と結び、わが国民に種族的な偏見なしと示すことができる。このようにするならば、五族は仲良く協力し、国力を向上させることができ、政治改良の条件も益々整う」という⁽³⁸⁾。

第三、「国教」すなわち伝統的文化から見ても、共和政体に〈大聖皇〉を保留するのは、「今日に適合する」と言う。「政治の構成は、学説に基づき、学説の發明は、宗教に基づく。孔子の教は人倫の道を重んじ、秩序を尊重するため、君主の政体をもたらず。キリスト教は平等を提唱し、博愛を喜ぶため、共和の政体をもたらず。かりに政体を変え、米国をそのまま真似して、根本的に宗教を変更するならば、聖人の教えが人の心に深く染込んでいるため変革しにくいにとどまらず、今後、党派の紛争が起り、中国が五十年内に安定なきことを断言することができる。そもそも皇帝の称は、秦の専制の陋習であり、それが人権の發達している世に適していないことは言うまでもない。聖皇として尊敬するならば、政治上の責任もなく、帝力何ぞ我においてあらんやという意味に深く合うはずである」と述べる⁽³⁹⁾。〈大聖皇〉が存在する以上、「君臣」という2字を使わなければならないという事情を生ずるわけであるが、どう考え

たらよろしいかという問題に対して、「経伝の本義によれば、もと普ねく上下の級に通じて言う」と為す（按経伝本義原為普通上下級而言）⁽⁴⁰⁾ ので、「君臣二字は、古代の意味にそれを戻し、普く職務用語として互いに称すればよろしい（至君臣二字、宜復古義、普通服職皆以相稱）」と答えた⁽⁴¹⁾。

第四、種族から見ても、いまの皇帝（清皇）を〈大聖皇〉としても差し支えはない。なぜかという、「三皇」の中の「黄帝」さえバビロンより来たり、「黄河沿岸に沿って中国に進入した」からだといひ、礼記、通鑑などの例を紹介したあと、昔から異民族を推戴することを侮辱と見なさなかったというわけで、「種族上の疑いはみな払拭することができる」と断言する⁽⁴²⁾。

第五、「党派の觀察を以て」、「いまは南人は共和主義を持って、北人は君主主義を持って」、互いに譲らないのは、まったく軍隊の勢力による対立であり、「もし双方がそれぞれ極端を立て、ある党が勝利を取めるならば、それ以後、党の災いは言葉では言い尽くせない」と警鐘を鳴らしている⁽⁴³⁾。起草者からすると、「南軍の協議条件は、依然として大清皇帝名目を承認し、永遠に廃止しない」ということが、南北の争いを激化させてしまうため、それ以上にこの動乱を招く「専制虚位」を保留する必要はないというわけである。さらに「もし聖皇として推戴し、国中の一特別階級の人とし、天の如く、神の如く、高くて届かない存在とするならば、国民は完全な政権を得られ、共に一切管理を図ることができ、政党はみな帝国共和の中に消えこむ」というわけで、別に「共和」二字に拘らなくてもよいのではないかと言う。

最後に、「文義」から「帝国」と「民国」に対して分析する。「政治家のいうには領土ある国は帝国である」。その意味で、フランスとアメリカは共和国あるいは合衆国あるいは民国と称されるが、どれも属領の地を持っており、実際に帝国主義を推進するため、帝国共和と称しても差し支えないと論じ、「帝」と「国」2つの字について古義で「正し」たあと、次のように指摘する。「もし別に民国を標榜しなければならなかったら、世襲君主の政体は王政というべきで、民国公選による大統領の政体は帝政民国というべき」だと⁽⁴⁴⁾。

どのようにして清朝の皇帝を処理するかが、辛亥革命前十年間においてもっとも中心的な問題だったとする学者がいて、「その時、争論するのは主に立憲か革命か、専制か民主か、満人を排除するか否かにあり、〈君主〉という観念と制度を特殊化し、ある民族、ある君主として討論する」と指摘する⁽⁴⁵⁾。「呈」の起草者らは、ひょっとすると〈大聖皇〉を当時の「清皇」に想定していたかも知れないが、けっして皇帝としての具体的な個人を重視せず、〈大聖皇〉を制度として考慮している。この設計は、当時、南北双方にしてどちらも直面しなければならない清皇室の問題を解決する道を切り開くにとどまらず、政治権力を共和国の大総統への移行するルートを呈示した。この点についてだけいえば、確かにその当時対峙して譲らなかった「立憲君主制」と「共和立憲制」の憲法のレベルを越え、全く新しい構想だったとえるのではないであろうか。なお、先行研究によれば、袁世凱の不透明な政治志向態度に対して、当時の梁啓超派は『和袁慰革』と『虚君共和』を以て可成り活発な政治的動きをみせた」という⁽⁴⁶⁾。こ

の動きが袁世凱側に伝わっていたかどうかは不明であるが、少なくとも袁側も「虚君共和」案を用意していたという事実は、「加筆草案」ないし「呈」によって初めて確認された。

「呈」は張琴の「加筆草案」の原案の上に完成したのである。「呈」の最後の落款は「全國聯合進行会代表張琴、李離、臨時国民公会代表朱通儒、劉振源、憲政實進会代表宋育仁、于邦華謹呈」とある⁽⁴⁷⁾。これは彼ら「会員等が昼夜研究し、繰り返して相談し、意見一致した」結果である。しかも、前述のように、袁世凱は張琴の草案に「加筆」した以上、この新しい憲法を立案する設計の過程で、起草者達とは少なくとも意気投合し、「意見一致」する同志であったはずである。

1912年8月25日に、張琴は全國聯合進行会代表として、北京湖広会館で国民党成立大会に出席し、孫文が理事長に選出されるとともに、国民党の参議（30人）に選出された。それ以後、国民党と袁世凱は激烈な闘争を繰り広げ、張琴は袁世凱とは別の道を歩んで、大量に「反袁社説」を書き、袁世凱反対の闘士に変貌する。「加筆草案」のこの一ページも、じきに忘れ去られた歴史の一ページになる。

諸橋徹次博士が残したこの「袁世凱加筆民国憲法草案」は袁世凱の権力闘争史の一ページを記録したに止まらず、中国の憲法史にも貴重な一ページを残したのである。そこから袁世凱および張琴ら〈書呆子〉（本の虫）達が清末の中国における憲法設計をどんな水準までに到達させたかを見ることができる。彼らのどちらも歴史の勝者とはなりえなかったのであるが。

〔注〕

- (1) 平成二十三年度三菱財団の人文科学プログラムの助成を受け、共同研究を行い、二年にわたって完成。共同研究メンバは李冬木（代表）・佐藤亘（諸橋徹次記念館指導員）・吉田富夫（佛教大学名誉教授）である。
- (2) 私たちの仕事の一つは諸橋徹次博士が残した『筆戦余塵』、『筆戦余塵残滓』、『儒林墨蹟』、『辱知学人墨跡』、『辱知学人墨跡 二』、『辱知清儒墨跡』、『先賢遺墨』、『掛軸』、『残りの封筒 四』、および中国留学中旅行日記手稿5冊について調査・研究することであった。そこで「加筆草案」と出会ったわけである。
- (3) 『袁世凱全集』为国家清史纂修工程项目文献丛刊之一，由河南大学出版社组织出版，全书36卷，共计3600万字，收集了中国内地、台湾、香港以及韩国、日本保存的袁氏传世文字，包括已刊、未刊档案，以及公私收藏。其内容有章奏、文告、律令、公牍、函电、诗文、题词以及著作，时跨1875年至1916年。」<http://news.sohu.com/20140103/n392851326.shtml>
- (4) 【12頁】は『儒林墨蹟』に該当する頁数である。以下同。
- (5) アンダーラインの箇所は袁世凱の加筆箇所である。以下同。
- (6) 竹内実「大正期における中国像と袁世凱評価」参照、『袁世凱と近代中国』（J・チェン著・守川正道訳、岩波書店、1980）
- (7) 李宗一『袁世凱伝』（北京：中華書局、1980）を参照し、作成。
- (8) J・チェン著・守川正道訳『袁世凱と近代中国』、岩波書店、1980、第246頁。
- (9) 張國淦編著『辛亥革命史料』、龍門聯合書局、1958年、第312-313頁。
- (10) 同上、第316-318頁。
- (11) 張亜群・史秉強「從順天府学堂到順天高等学堂——河北師範大学校史溯源」、『河北師範大学学报（教育科学版）』、2002年5期（2002-10-25）；北京四中ホームページ：<http://www.bhsf.cn/>

index.php?id=247

河北師範大学ホームページ：<http://www.hebtu.edu.cn/a/xxgk/lsg/index.html>

参照。2014年2月14日閲覧。

- (12) 『民国人物大辞典』、河北人民出版社、1991年、第891頁。
- (13) 「袁世凱最終因何不得不放棄‘共和立憲’？」、2012年11月15日09:05 南方都市報 朱懷遠朱 <http://view.news.qq.com/a/20121115/000010.htm>
「張琴議員二三事」、2013年10月15日 莆田文化網：<http://www.ptwhw.com/?post=6752>
張琴 (書画家)維基百科
http://zh.wikipedia.org/wiki/%E5%BC%A0%E7%90%B4_%E2%E4%B9%A6%E7%94%BB%E5%AE%B6%29
張琴 (清朝進士)百度百科
[http://b.baidu.com/subview/1333551/7710671.htm?fromId=1333551&from=rdtself#ref_\[2\]_7710671](http://b.baidu.com/subview/1333551/7710671.htm?fromId=1333551&from=rdtself#ref_[2]_7710671)
いずれも、2014年2月14日閲覧。
- (14) 『反袁社論選輯』、第1-2頁。
- (15) 同上、第80頁。
- (16) 「張琴著述検索記」、『湄洲日報』、2010年5月13日。
- (17) 『反袁社論選輯』第82頁に記載される書名、巻、冊の数による統計。
- (18) 『反袁社論選輯』、第1頁。
- (19) 「袁總統可以悟矣」、『反袁社論選輯』、第71頁。
- (20) 『辛亥革命資料叢刊』第八冊、第161頁。
- (21) 同上、第165頁。
- (22) 沈渭濱主編『中国歴史大事年表・近代巻』、上海辞書出版社、1999年、第684頁。
- (23) 同上、第685頁。
- (24) 同上。
- (25) 同上、第686頁。
- (26) 同上。
- (27) 同上、第686～687頁。
- (28) 同上、第688頁。
- (29) 『辛亥革命資料叢刊』第八冊、第161頁。
- (30) 同上、第165頁。
- (31) 同上、第162頁。
- (32) 同上、第161頁。
- (33) 同上、第162頁。
- (34) 同上。
- (35) 同上、第162～163頁。
- (36) 同上、第163頁。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 同上。
- (40) 同上、第164頁。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 同上。
- (44) 前出、第165頁。

帝国共和：〈清皇〉から〈大聖皇〉へ（李 冬木・佐藤海山・吉田富夫）

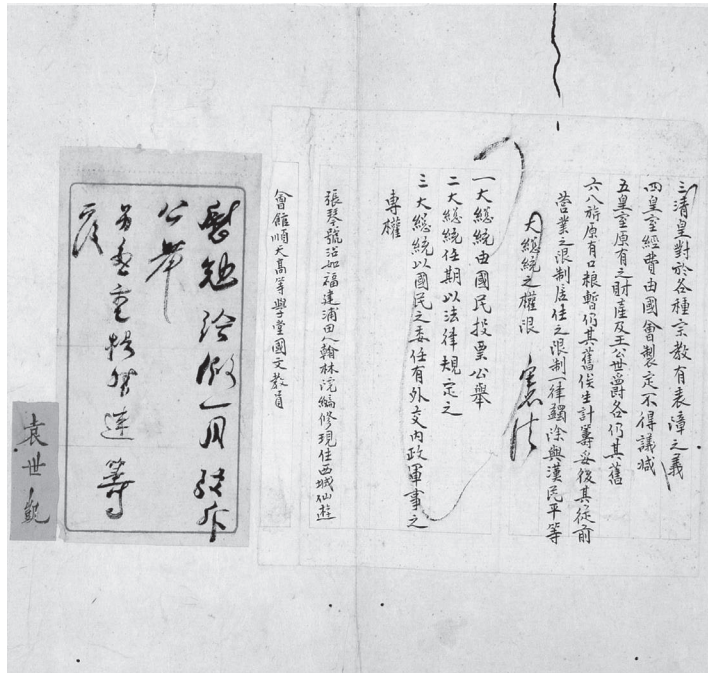
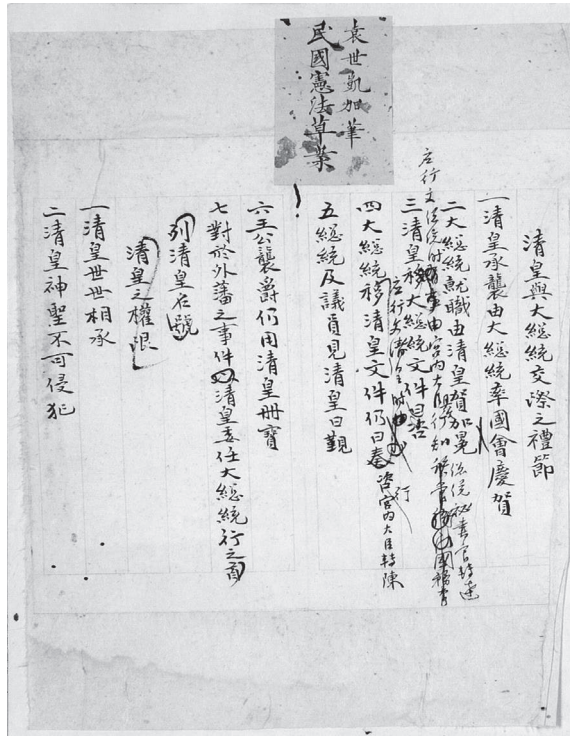
- (45) 陳志讓（Jerome Chen）「張謇在辛亥前夕政治思想的轉變」、『紀念辛亥革命七十周年學術討論會文集（下）』、中国社会科学院近代歴史研究所、1981年、第2289頁。
- (46) 長井算巳「辛亥南北議和交渉の経過」。『中国近代政治史論叢』所収、汲古書院、昭和五十八年十二月、第504頁。
- (47) 前出『辛亥革命資料叢刊』第八冊、第165頁。

〔付記〕

本論文は平成 23 年度三菱財団の人文科学プログラムの助成と平成 25 年度佛教大学特別研究助成による研究成果である。翻字にあたって中国・南京大学古籍研究所の卜東波副教授に、執筆および口頭発表にあたっては、狭間直樹京都大学名誉教授および京都大学人文科学研究所「現代中国文化の深層構造」研究班（石川禎浩代表）の皆さんより貴重なアドバイス及び関連資料をいただいた。ここに心よりお礼を申し上げます。

（り とうぼく 中国学科）
（さとう かいざん 諸橋轍次記念館指導員）
（よしだ とみお 佛教大学名誉教授）
2014年11月17日受理

資料 No.1「袁世凱加筆民国憲法草案」原本の写真



資料 No.2【附表一】「加筆草案」與「欽定憲法大綱」、「憲法重大信條十九條」、「商酌退位條件」、「退位優待條件十九條」對照表

袁世凱加筆民國憲法草案	欽定憲法大綱 1908.8.27	憲法重大信條十九條 1911.11.3	與民軍商酌退位條件 甲乙丙 1912.2.4	清帝退位十九條條件 甲乙丙 1912.2.13
<p>清皇與大總統交際之禮節</p> <p>六 王公襲爵仍用清皇冊寶。</p>	<p>無</p>	<p>無</p>	<p>(乙)</p> <p>一、王公世爵，概仍其舊，並得傳襲，其襲封時，仍用大清皇帝冊寶，凡大清皇帝贈封爵位，亦用大清皇帝冊寶。</p>	<p>(乙)</p> <p>一、王公世爵，概仍其舊。</p>
<p>清皇之權限</p> <p>一 清皇世世相承。</p> <p>二 清皇神聖不可侵犯。</p>	<p>一 大清皇帝統治大清帝國，萬世一系，永永尊嚴。</p> <p>二 君上神聖尊嚴，不可侵犯。</p>	<p>一 大清帝國之皇統，萬世不易。</p> <p>二 皇帝神聖，不可侵犯。</p>	<p>(甲) 第一款、大清皇帝尊號，相承不替，國民對於大清皇帝，各致其尊崇之敬禮與各國君主相等。</p>	<p>(甲) 第一款、大清皇帝辭位之後，尊號仍存不廢，中華民國以待各外國君主之禮相待。</p>
<p>三 清皇對於各種宗教有表障之義。</p>	<p>無</p>	<p>無</p>	<p>(丙) 七、滿、蒙、回、藏原有之宗教，聽其自由信仰。</p>	<p>(丙) 七、滿、蒙、回、藏原有之宗教，聽其自由信仰。</p>
<p>四 皇室經費由國會制定，不得議減。</p>	<p>十三、皇室經費，應由君上制定常額，自國庫提支，議院不得置議。</p>	<p>十五 皇室經費之制定及增減，概依國會議決。</p>	<p>(甲) 第二款、大清皇帝歲用，每歲至少不得短於四百萬兩，永不得減額，如有特別大典經費，由民國撥任。</p>	<p>(甲) 第二款、大清皇帝辭位之後，歲用四百萬兩，俟改鑄新幣後，改為四百萬元，此款由中華民國撥用。</p>
<p>五 皇室原有之財產及王公世爵各仍其舊。</p>	<p>無</p>	<p>無</p>	<p>(乙) 三、皇族私產，一體保護。</p>	<p>(甲) 第七款、大清皇帝辭位之後，其原有之私產，由中華民國特別保護。</p> <p>(乙) 三、皇族私產，一體保護。</p>
<p>六 八旗原有口糧，暫仍其舊，俟生計籌妥後，其從前營業之限制、居住之限制，一律蠲除，與漢民平等。</p>	<p>無</p>	<p>無</p>	<p>(丙) 四、王公中有生計過艱者，設法發給官產，作為世業，以資補助。</p> <p>五、先籌八旗生計，於未籌定之前，八旗兵俸餉，仍舊支放。</p> <p>六、從前營業居住等限制，一律蠲除，各州縣聽其自由入籍。</p>	<p>(丙) 四、王公中有生計過艱者，設法代籌生計。</p> <p>五、先籌八旗生計，於未籌定之前，八旗兵俸餉，仍舊支放。</p> <p>六、從前營業居住等限制，一律蠲除，各州縣聽其自由入籍。</p>

資料 No.3 【附表二】『加筆草案』與『中華民國約法』對照

《加筆草案》	《中華民國約法》
對於外藩之事件，清皇委任大總統行之。 首列清皇名號。	無
一 大總統由國民投票公舉。	無
二 大總統任期以法律規定之。	無
三 大總統以國民之委任，有外交、內政、 軍事之專權。	<p>第三章 大總統</p> <p>第十四條 大總統為國之元首，總攬統治權。</p> <p>第十五條 大總統代表中華民國。</p> <p>第十六條 大總統對於人民之全體負責任。</p> <p>第十七條 大總統召集立法院，宣告開會、停會、閉會。大總統經參議院之同意，解散立法院；但須自解散之日起，六個月以內，選舉新議員，並召集之。</p> <p>第十八條 大總統提出法律案及預算案於立法院。</p> <p>第十九條 大總統為增進公益，或執行法律，或基於法律之委任，發布命令，弄得使發布之；但不得以命令變更法律。</p> <p>第二十條 大總統為維持公安，或防禦非常災害，事機緊急，不能召集立法院時，經參議院之同意，得發布與法律有同等效力之教令；但須於次期立法院開會之始，請求追認。前項教令，立法院否認時，嗣後即失其效力。</p> <p>第二十一條 大總統制定官制宮規。大總統任免文武職官。</p> <p>第二十二條 大總統宣告開戰、媾和。</p> <p>第二十三條 大總統為海陸軍大元帥，統率全國海陸軍。大總統定海陸軍之編制及兵額。</p> <p>第二十四條 大總統接受外國大使、公使。</p> <p>第二十五條 大總統締結條約。但變更領土，或增加人民負擔之條款，須經立法院之同意。</p> <p>第二十六條 大總統依法律宣告戒嚴。</p> <p>第二十七條 大總統頒給爵位、勳章，並其他榮典。</p> <p>第二十八條 大總統宣告大赦、特赦、減刑、復權；但大赦須經立法院之同意。</p> <p>第二十九條 大總統因故去職或不能視事時，副總統代行其職權。</p>

資料 No.4 【附表三】「加筆草案」與「張琴等致內閣袁世凱呈」對照

加筆草案	張琴等致內閣袁世凱呈
A 清皇與大總統交際之禮節	C 大聖皇與大總統交際
一、清皇 承襲 ，由大總統率國會慶賀。	一、大聖皇 登基 ，由大總統率王公內閣國務大臣及國會議員慶賀。
二、大總統就職，由清皇賀加冕。	二、大總統就職，由大聖皇加冕。
三、清皇應行文總統時，由宮內大臣具文行知。總統秘書官轉達。移大總統文件曰 咨 。	三、大聖皇與大總統文件用 咨 。
四、大總統應行文清皇時，咨行宮內大臣轉陳。移清皇文件仍曰 奏 。	四、大總統與大聖皇文件用 請 。
五、總統及議員見清皇曰 覲 。	
	五、封爵襲號由大總統請大聖皇行之。其余不在此列。
六、王公襲爵仍用清皇冊寶。	A 七、王公襲爵皆乃其舊。
七、對於 外藩 之事件，清皇委任大總統行之。首列清皇名號。	六、 外藩 之事件，大總統請大聖皇加蓋禦寶行之。俟外藩議會成立後廢止。
B 清皇之權限	A 大聖皇權限
一、清皇世世相承。	一、大聖皇世世承襲。
二 清皇神聖不可侵犯。	
	二、大聖皇為保持尊嚴，於政治上無責任。
三、清皇對於各種宗教有表彰之義。	三、大聖皇於 中國 各教有封號之權。
	四、大聖皇於全國人民忠孝節義及慈善等事有表彰榮譽之權。
四、皇室經費由國會制定，不得議減。	五、皇室經費以憲法定之。
五、皇室原有之財產及王公世爵各仍其舊。	六、皇室私產不得侵犯。
六、八旗原有口糧，暫仍其舊，俟生計籌妥後，其從前營業之限制、居住之限制，一律蠲除，與漢民平等。	
C 大總統之權限	B 大總統權限
一、大總統由國民投票公舉。	一、大總統由國會公舉。
二、大總統任期以法律規定之。	二、大總統任期以憲法定之。
三、大總統以國民之委任，有外交、內政、軍事之專權。	三、大總統以法律規定有全國統治權。
	四、大總統於政治負完全責任。